

第93号議案

ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 ふじみ野市手数料条例（平成17年ふじみ野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表64の項手数料を徴収する事務の欄中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表65の項手数料を徴収する事務の欄中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

第2条 ふじみ野市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表1の項手数料を徴収する事務の欄中「及び公図の閲覧」を削り、同表2の項単位の欄中「6筆又は6棟ごと」を「1枚」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後のふじみ野市手数料条例別表2の項の規定は、令和8年4月1日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和7年11月28日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第310号）及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。